

別表（第3条関係）

介護保険法（平成9年法律第123号。）第8条第1項に規定する居宅サービスのうち、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護
介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス
介護保険法第8条第25項に規定する施設サービス
介護保険法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスのうち、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護
介護保険法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス
介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業及びロに規定する第1号通所事業